

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (経営指導課)
- ◇告 示 保険医療機関の指定 (保険課)
- 土地改良区の役員の就退任 (六件) (農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任 ( )
- 土地改良事業の工事の完了 ( )
- 保安林の指定の解除 (森林保全課)
- 県道の区域の変更 (道路課)
- 県道の供用の開始 ( )
- 都市計画の変更 (二件) (都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了 ( )
- 都市計画事業の認可 ( )
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)
- ◇公 告 警備員指導教育責任者講習の実施 (防犯少年課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取 (中小企業課)
- ◇正 誤 平成六年三月鳥取県告示第二百七十一号中訂正  
平成六年四月鳥取県公報六千五百六十五号中訂正

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 県が上乘せして利子補給を行う農業近代化資金に、次の資金を加えることとした。(第二条関係)
- 1 農業経営改善計画の認定を受けた者が当該農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に要する資金
- 2 生産条件の悪い農山村地域で農業を営む者が農業経営に要する資金
- 二 県が上乘せして利子補給を行う農業近代化資金の融資機関の範囲を拡大することとした。(第二条、附則第四項関係)
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二条第二項第一号に掲げる融資機関」を「融資機関」に改め、同条に次の二項を加える。

9 融資機関が、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号から第四号まで又は第七号に掲げる資金のうち、当該農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に必要な資金を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・四五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年二・五五パーセントとする。

10 融資機関が、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域において農業を営む者に対し、別表の農業近代化資金の種類欄の第一号から第四号までに掲げる資金及び第七号に掲げる資金（知事が定めるものに限る。）を貸し付ける場合において、当該貸付けに係る住所地市町村が当該融資機関に対し当該貸付けに係る農業近代化資金の利子補給金を年〇・四五パーセントの割合で交付する場合の利子補給率は、第一項の規定にかかわらず、年二・五五パーセントとする。

附則第四項中「法第二条第二項第一号に掲げる融資機関」を「融資機関」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百二十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
野坂内科医院	米子市博労町二丁目四八―三	平成六年五月二日
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	平成六年五月七日
大家医院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	平成六年五月九日
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一―三	平成六年五月十一日
田村医院	鳥取市掛出町一一	平成六年五月十五日
荻原歯科医院	鳥取市元町二二七	〃
中尾歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一〇五	〃
イズモト歯科医院	鳥取市新町二一〇	〃
はた薬局	岩美郡国府町新通り二二二五三	〃

鳥取県告示第四百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、  
同条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 潮 一 男 西伯郡会見町天萬三一七

平成六年三月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊 藤 栄 西伯郡会見町天萬八四三一一

平成六年三月二十九日就任 任期平成十年一月二十六日まで

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり淀江町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同  
条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 亀 山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

加 藤 弘 西伯郡淀江町大字西原九四九

山 根 淳 西伯郡淀江町大字富繁一三三

吉 岡 要二郎 西伯郡淀江町大字西原六一〇

湊 秀 雄 西伯郡淀江町大字西原四八九

手 島 欣 一 西伯郡淀江町大字西原一〇五一一一

野 津 文 夫 西伯郡淀江町大字稲吉一一二

野 口 茂 西伯郡淀江町大字稲吉一三四

森 田 悦 子 西伯郡淀江町大字中西尾二四五

田 中 巖 西伯郡淀江町大字福頼二九七

松 原 薫 西伯郡淀江町大字平岡四四

山 根 友 義 西伯郡淀江町大字富繁二二六

高 西 悦 郎 西伯郡淀江町大字小波七八五

渡 辺 豊 米子市泉四六八

青 木 茂 人 米子市尾高一七一九

監 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七

植 田 一 良 西伯郡淀江町大字福井二二二

平成六年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 亀 山 大吉 西伯郡淀江町大字淀江九〇七

加 藤 弘 西伯郡淀江町大字西原九四九

山 根 淳 西伯郡淀江町大字富繁一三三

吉 岡 要二郎 西伯郡淀江町大字西原六一〇

湊 秀 雄 西伯郡淀江町大字西原四八九

手 島 欣 一 西伯郡淀江町大字西原一〇五一一一

長 谷 川 彰 一 西伯郡淀江町大字稲吉一四七一一

山 根 哲 朗 西伯郡淀江町大字稲吉八八

西 田 功 西伯郡淀江町大字小波六一五

〃 田 中 巖 西伯郡淀江町大字福頼二九七  
 〃 松 原 薫 西伯郡淀江町大字平岡四四  
 〃 山 根 友 義 西伯郡淀江町大字富繁二一六  
 〃 高 西 悦 郎 西伯郡淀江町大字小波七八五  
 〃 渡 辺 豊 米子市泉四六八  
 〃 青 木 茂 人 米子市尾高一七一九  
 監 事 齊 藤 優 西伯郡淀江町大字西原七一七  
 〃 植 田 一 良 西伯郡淀江町大字福井二二二  
 平成六年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
 のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同  
 条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 村 瀬 秀 治 米子市二本木五六四  
 〃 倉 田 繁 夫 米子市一部三六九一三  
 〃 大 橋 宗 春 西伯郡岸本町吉長三五〇一一  
 〃 高 橋 十 米子市上新印二九三  
 〃 洞 鏡 吉 米子市蚊屋四六  
 〃 小 原 晋 輔 米子市赤井手三九三  
 〃 遠 藤 豊 一 米子市下新印七四  
 〃 奥 田 章 西伯郡日吉津村大字日吉津四二二一一

〃 金 田 訓 明 米子市東八幡四三一一九  
 〃 遠 田 正 男 米子市古豊千六六一一  
 〃 小 林 二 郎 西伯郡淀江町大字佐陀五七一  
 〃 杉 谷 忠 美 米子市河岡八六三一  
 〃 植 田 森 男 米子市古豊千六五四  
 〃 松 原 宏 章 米子市今在家一三五  
 〃 山 根 作 次 西伯郡日吉津村大字富吉一〇五二  
 〃 三 嶋 賢 一 西伯郡日吉津村大字日吉津七二二  
 〃 山 住 忠 孝 米子市浦津三〇五一  
 〃 後 藤 哲 生 米子市尾高一七七六  
 〃 森 中 民 治 米子市吉岡二五〇  
 〃 勝 部 晃 西伯郡岸本町遠藤二三三  
 〃 河 本 愨 也 米子市古豊千二六六  
 〃 門 田 之 実 米子市下新印二五九  
 〃 吉 本 廉 造 西伯郡日吉津村大字富吉一〇五五  
 〃 妹 尾 晋 米子市二本木二七二  
 〃 後 藤 俊 治 西伯郡岸本町吉長三六三  
 平成六年四月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 村 瀬 秀 治 米子市二本木五六四  
 〃 倉 田 繁 夫 米子市一部三六九一三  
 〃 大 橋 宗 春 西伯郡岸本町吉長三五〇一一  
 〃 植 田 森 男 米子市古豊千六五四  
 〃 遠 藤 正 男 米子市古豊千一五一二  
 〃 奥 田 昭 一 米子市上新印三〇〇  
 〃 山 住 忠 孝 米子市浦津三〇五一

〃 勝部 浩 西伯郡岸本町遠藤一  
 〃 松原 宏章 米子市今在家一三五  
 〃 瀬尾 巨恭 米子市東八幡二七四  
 〃 小原 晋輔 米子市赤井手三九三  
 〃 黒多 仁 米子市蚊屋二八六一一八  
 〃 杉谷 忠美 米子市河岡八六三一  
 〃 奥田 章 西伯郡日吉津村大字日吉津四二二一  
 〃 小林 二郎 西伯郡淀江町大字佐陀五七一  
 〃 山根 作次 西伯郡日吉津村大字富吉一〇五二  
 〃 戸田 一郎 米子市尾高一〇七四  
 〃 門田 之実 米子市下新印二五九  
 〃 村上 幸雄 西伯郡日吉津村大字日吉津六二〇  
 〃 今田 薫 米子市吉岡八〇  
 〃 河本 愨也 米子市古豊千二六六  
 〃 山本 武光 西伯郡日吉津村大字今吉二七七  
 〃 妹尾 義孝 米子市二本木二八一  
 〃 柳谷 勝明 米子市下新印四三二  
 〃 後藤 修 米子市河岡六八九  
 平成六年四月五日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 近藤 睦明 西伯郡名和町大字豊成九二五一一  
 〃 徳永 幹 西伯郡名和町大字倉谷五九七一  
 〃 二宮 唯夫 西伯郡名和町大字豊成二五八一  
 〃 林原 茂樹 西伯郡名和町大字倉谷五八一  
 〃 美甘 和幸 西伯郡名和町大字門前一三三五  
 〃 影山 宏明 西伯郡名和町大字門前九八八  
 〃 秋樹 親雄 西伯郡名和町大字名和一五九  
 〃 林原 徹郎 西伯郡名和町大字門前八六  
 〃 高虫 寛 西伯郡名和町大字茶畑一三一―二  
 〃 権田 忠正 西伯郡名和町大字茶畑六五―三  
 〃 清水 豊彦 米子市富益六二―七  
 監事 林原 繁康 西伯郡名和町大字豊成一〇一九  
 〃 斎藤 騏一郎 西伯郡名和町大字高田六一四  
 〃 岡本 孜 西伯郡名和町大字御来屋一五四―五  
 平成六年四月五日退任

就任した役員の名及び住所

理事 林原 茂樹 西伯郡名和町大字倉谷五八一  
 〃 二宮 正博 西伯郡名和町大字豊成一三三八  
 〃 徳永 幹 西伯郡名和町大字倉谷五九七一  
 〃 二宮 靖徳 西伯郡名和町大字豊成二五八一  
 〃 河村 貢太郎 西伯郡名和町大字東坪二四六三―四六  
 〃 美甘 和幸 西伯郡名和町大字門前一三三五  
 〃 影山 宏明 西伯郡名和町大字門前九八八  
 〃 吉川 敏治 西伯郡名和町大字加茂一五九二―八  
 〃 林原 徹郎 西伯郡名和町大字門前八六

〃 高虫 寛 西伯郡名和町大字茶畑一三一―二  
 〃 国岡 勘作 西伯郡名和町大字高田二五四五  
 〃 佐谷 勉 西伯郡名和町大字高田二〇五五  
 〃 松田 新太郎 西伯郡名和町大字御来屋一〇九〇  
 監事 桑本 茂幸 西伯郡名和町大字高田六二八  
 〃 林原 繁康 西伯郡名和町大字豊成一〇一九  
 〃 岡本 孜 西伯郡名和町大字御来屋一五四―五  
 平成六年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 池 測 巖 境港市花町一七  
 平成六年二月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 浜 武夫 境港市花町六〇  
 平成六年四月六日就任 任期平成九年一月二十日まで

鳥取県告示第四百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 福田 勝頼 倉吉市穴窪二五一  
 〃 本川 一孝 倉吉市下古川五一―  
 〃 石村 静臣 倉吉市新田二四二  
 〃 徳田 昭雄 倉吉市井手畑九九  
 〃 山本 幹裕 倉吉市小田一六七  
 〃 徳田 清博 倉吉市古川沢一九〇  
 〃 本田 公男 倉吉市中江一三四  
 〃 仲倉 郁 倉吉市大塚一七一  
 〃 野嶋 正義 東伯郡北条町国坂四三〇  
 監事 山本 幸人 倉吉市小田一九二  
 〃 伊東 祐道 倉吉市新田二八九  
 平成六年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 本川 一孝 倉吉市下古川五一―  
 〃 徳田 昭雄 倉吉市井手畑九九  
 〃 石村 静臣 倉吉市新田二四二  
 〃 山本 幹裕 倉吉市小田一六七

〃 徳田 清博 倉吉市古川沢一九〇  
 〃 牧田 照徳 倉吉市中江二五九  
 〃 生田 愿 倉吉市大塚二二〇  
 〃 福田 勝頼 倉吉市穴窪二五一  
 〃 野嶋 正義 東伯郡北条町国坂四三〇  
 監事 山本 幸人 倉吉市小田一九二  
 〃 伊東 祐道 倉吉市新田二八九  
 平成六年四月二十二日就任 任期四年

**鳥取県告示第四百三十四号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 佐伯 紀久男 日野郡日南町下石見一九三

平成六年四月十四日退任

**鳥取県告示第四百三十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
米子市四ヶ村堰土地改良区	土地改良総合整備事業（一般）四ヶ村堰地区暗きょ排水及び農業用排水	平成六年三月二十日
泊村	土地改良総合整備事業（一般）園地区農業用排水、農道整備及び農地保全を一体としたもの	平成六年三月三十一日

**鳥取県告示第四百三十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
東伯郡東伯町大字槻下字場所免三五の五
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
公共施設用地とするため

**鳥取県告示第四百三十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年五月十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		前後別	変更前		
鳥取港線	鳥取市賀露町字中瀬ノ式七九七―二地先から同市南隈字曾崎一五六―一地先まで	変更前	一〇・〇	〇	一、六二五・
		変更後	二六・〇		
鳥取砂丘湯山線	岩美郡福部村大字細川字高濱七二六―六〇九地先から同村大字海士字高濱八八九―一六三七地先まで	変更前	六・五	〇	一、一九七・
		変更後	六・五		
		変更前	二六・〇	〇	一、一九七・
		変更後	二六・〇		
		変更前	一五・〇	〇	一、二〇〇・
		変更後	四七・〇		

**鳥取県告示第四百三十八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成六年五月十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取港線	鳥取市賀露町字中瀬ノ式七九七―二地先から同市南隈字曾崎一五六―一地先まで	平成六年五月十七日
鳥取砂丘湯山線	岩美郡福部村大字細川字高濱七二六―六〇九地先から同村大字海士字高濱八八九―一六三七地先まで	

**鳥取県告示第四百三十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成六年五月十七日から平成六年五月三十一日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年五月三十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

- 鳥取都市計画道路三・三・二号西円通寺裁判所線、三・三・五号赤宜谷賀露線、三・三・六号ニュータウン環状線、三・五・六号大工町土居叶線及び三・五・十五号桜谷東大路線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・二号西円通寺裁判所線



変更する部分

鳥取市宮長字井原及び叶字八反田

2 三・三・五号祢宜谷賀露線

追加する部分

鳥取市叶字横繩手、船木字筒井及び字茶ノ前、広岡字出這入並びに若葉台北六丁目

変更する部分

鳥取市叶字八反田、字四反田、字樋詰メ、字矢倉及び字坊主田、宮長字井原、字五反田、字大土手、字下宝殿、字管田、字竹ノ鼻、字棚田、字大坪及び字上坪、的場字大樋詰及び字中野、西大路字松ノ木、字樋詰、字土居ノ下、字土居、字大谷北平及び字隠里、東大路字山川、字石名畑ケ、字西綱場及び字長峰、正蓮寺字下り井手、字小井手、字大政及び字大路前、杉崎字障子面及び字通り道、津ノ井字上遠沖及び下遠沖、南栄町、船木字植松及び筆始、広岡字地藏前、字東広岡、字馬洗及び字上馬洗、海蔵寺字余曠及び字上平、紙子谷字門上谷、字門所谷、字元結谷北側及び元結、香取字権現、字宮ノ鼻、字元結西側、字小山谷及び字於市谷奥、祢宜谷字口矢中、若葉台南一丁目並びに若葉谷南七丁目

3 三・三・六号ニュータウン環状線

変更する部分

鳥取市若葉台南一丁目及び若葉台南七丁目

4 三・五・六号大工町土居叶線

変更する部分

鳥取市宮長字上坪及び字大坪

5 三・五・十五号桜谷東大路線

変更する部分

鳥取市正蓮寺字大路前並びに桜谷字大政及び字平田

鳥取県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成六年五月十七日から平成六年五月三十一日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成六年五月三十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画公園 四・五・一号ニュータウン中央公園

二 都市計画の変更する土地の区域

追加する部分

鳥取市紙子谷字門所谷

変更する部分

鳥取市紙子谷字門上谷、字元結谷北側及び字元結並びに香取字権現、字元結西側及び字小山谷

鳥取県告示第四百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可年月日及び番号

平成五年十一月十一日 鳥取県指令受鳥土維第四百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字高木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

**鳥取県告示第四百四十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・五・十八号瀬崎町金森町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 倉吉市旭田町及び金森町地内

2 使用の部分 なし

**公安委員会告示**

**鳥取県公安委員会告示第三十七号**

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年五月十七日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	あんたはエライEXA	株式会社ソフイア
〃	スノートフラザース	〃
〃	スパーショット	京葉産業株式会社
〃	スカールトエンジェル2	〃
〃	Kリーグ2	〃
〃	エクセル2	奥村遊技株式会社
回胴式遊技機	スパーハンビームタルX	サミー工業株式会社
じゃん球遊技機	雀魔王五	〃

公 告

警備業法(昭和47年法第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成6年5月17日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 実施日時

- (1) 平成6年6月27日(月)から同年7月1日(金)まで
- (2) 時間 午前9時から午後5時40分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室(7階)

3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
  - (2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
  - (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
  - (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
  - (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 4 受講申込書の受付期間  
平成6年5月25日(水)から同年6月15日(水)まで(郵送による場合は、平成6年6月16日(木)までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 5 受講申込書の提出先  
(1) 県内に住所を有する者  
住所地为管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する者

千680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部防犯部防犯少年課

6 受講申込書の提出部数等

受講申込書は、正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦横3センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

8 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課(電話0857-23-0111)にすること。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条に定めるところにより、平成6年5月31日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年5月17日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

1 届出の名称

株式会社サンインズ

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターサンイン境港店

境港市竹内団地105

3 現在の店舗面積

2,000㎡

4 増加しようとする店舗面積

248㎡

5 店舗面積を増加する日

平成6年10月3日

○ 法第6条第2項の届出に係るもの

1 届出の名称

株式会社日ノ丸ストア

2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

日ノ丸ストア吉成店

鳥取市吉成779

3 現在の店舗面積

678㎡

4 増加しようとする店舗面積

760㎡

5 店舗面積を増加する日

平成7年4月1日

正 誤

平成六年三月鳥取県告示第二百七十一号（被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退）中の簡所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
四 下	前から一	橋本整形外科医院	橋本外科医院

平成六年四月十五日付鳥取県公報第六千五百六十五号中次の簡所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
十 下	前から一	解除について	解除の予定について